明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律施行規則及び独立行政法人国際観光振興機構に関する省令の一部を改正する省令（**国土交通**四三）　一

〔告　示〕
○保険業法第二百七十一条の三十三第一項第二号の規定による同法第二百七十一条の十第一項の認可の失効に関する件（**金融庁**二六）　三
○除籍の一部が滅失した件（**法務**一二七～一二九）
○原戸籍の一部が滅失した件（**同**一三〇）
○除籍が滅失した件（**同**一三一～一三四）
○戸籍が滅失した件（**同**一三五～一三七）
○クラスター弾に関する条約への締約国の追加に関する件（**外務**一七五）
○アフガニスタン・イスラム共和国におけるカブール市南東部地区アクセス改善計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合プロジェクト・サービス機関との間の書簡の交換に関する件（**同**一七六）
○国税通則法第百二十三条第二項に規定する手数料の納付を現金ですることができる事務所を指定する件の一部を改正する件（**国税庁**一五）　四
○保安林の指定をする件（**農林水産**一〇二三～一〇三七）
○砂防法第二条の土地を指定する件（**国土交通**六四六～六五一）
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（**同**六五二）
○道路に関する件（**関東地方整備局**一八〇、一八一）

〔国会事項〕
内閣　復興庁　法務省

〔人事異動〕
内閣　復興庁　法務省

〔皇室事項〕
労働

〔官庁報告〕
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　八
国家試験
水先人試験の施行（国土交通省）　八

〔公　告〕
財団関係　八
裁判所　八
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係
特殊法人等　八
厚生労働省共済組合定款の一部変更、高速道路工事一部完了、企業年金基金解散・清算人就任関係
会社その他　九

省令

○国土交通省令第四十三号

外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第十五号）の施行に伴い、外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律施行規則及び独立行政法人国際観光振興機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年五月八日

国土交通大臣　石井　啓一

外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律施行規則及び独立行政法人国際観光振興機構に関する省令の一部を改正する省令

（外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律施行規則（平成九年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律施行規則	外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律施行規則
（削る）	（特定施設） **第一条**　外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号。以下「法」という。）第四条第一項第五号の国土交通省令で定める施設は、次に掲げる施設であって、国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）第七条第一項の登録ホテル又は同法第十八条第二項の登録旅館と一体的に設置されるもので、かつ、一般の利用に供されるものとする。 一　日本文化紹介体験施設　次に掲げる施設（これと併せて整備される日本庭園を含む。） イ　日本の伝統的な美術品若しくは工芸品又は歴史資料を展示するための施設 ロ　日本の伝統芸能を実演するための施設